

別添 19 随時検査要領（第4の2の（11）関係）

（制 定：平成9年10月1日）

（最終改正：令和3年4月1日）

1 随時検査の目的

最近における金融情勢の変化、組合等（本要項第2の2にかかわらず、この要領においては2で規定する者をいう。以下同じ。）の資金事情の動向等に対処するため、常例検査に加えて、信用事業又は共済事業を行う組合等を対象として、随時、検査を実施することにより、組合等の事業の健全な運営と財産の適切な運用の確保を図ることを目的とする。

2 実施対象組合

この検査の対象となる組合等は、次のとおりとする。

- (1) 信用事業又は共済事業を行う農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び農林中央金庫（以下「連合会等」という。）
- (2) 信用事業を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 貯金量がおおむね1,000億円を超えるもの
 - イ その信用事業の健全な運営を確保するため、都道府県（その地区が2以上の都道府県にわたる信用事業を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合については、農林水産省）が特に必要と認めたもの
- (3) 共済事業を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合であって、その共済事業の健全な運営を確保するため、都道府県（その地区が2以上の都道府県にわたる共済事業を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合については、農林水産省）が特に必要と認めたもの

3 検査の範囲

- (1) 信用事業を行う連合会等については、原則として貸出部門及び余裕金運用部門の業務及び会計を中心とし、必要に応じて検査の範囲を拡大する。
- (2) 共済事業を行う連合会等については、原則として財産運用部門の業務及び会計を中心とし、必要に応じて検査の範囲を拡大する。

- (3) 総合農協及び漁協については、原則として貸出部門、余裕金運用部門及び共済関係部門の業務並びに会計を中心とし、必要に応じて検査の範囲を拡大する。

4 検査によって達成すべき事項

随時検査に当たっては、主として次に掲げる事項の達成に努めるものとし、系統金融としての使命に即し、かつ、一般の金融情勢の推移に即応した適正な資金又は財産の運用が確保されるよう留意するものとする。

(1) 合法性の検討と不正行為等の予防及び是正

信用事業における員外利用の限度を超えた貸出し、限度超過貸出し、迂回融資及び名義貸し等、共済事業におけるルールを逸脱した財産の運用・管理等、法令、通知、定款、諸規程又は総会決議事項の違反等の不正、不当な行為若しくは誤びゅうの発生を未然に防止するとともに、現に発生しているものについては、その速やかな是正による信用の早期回復、損害の防止等に寄与する。

(2) 事業体制の整備強化

事業規程又は職務権限規程の未整備、業務分担又は人員配置の不適切等内部けん制組織の不備、審査又は調査機能の欠如等により事業体制の整備を欠いている組合については、その体制整備の強化に寄与する。

(3) 資金又は財産の運用、管理の適正化

信用事業における資金又は共済事業における財産の運用、管理の実態を明らかにし、担保の徴求不足等債権の保全・管理の不徹底なもの、資金又は財産の運用、管理の不適切なものなどについては、その速やかな是正とともに、以後の再発防止に寄与する。